

機関・団体名	議題					意見等(議題(1)、(3)、(5)～(7)関係)	議題(2)公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の承認について		議題(4)外来医療機能の明確化・連携等について	
	(1)令和3年度病床機能報告の速報値について	(3)病院プロフィールシートについて	(5)医療介護総合確保法に基づく県計画(医療分)について	(6)在宅医療・介護連携の推進について	(7)在宅医療に係る医療機関アンケート調査について		○再検証の内容について	理由、その他の意見等(適当ではない場合)	○地域医療構想調整会議を協議の場とすることについて	理由、その他の意見等(適当ではない場合)
むつ下北歯科医師会	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
県薬剤師会	無	無	無	無	無	特に意見なし		特に意見なし		特に意見なし
県看護協会	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
青森県保険者協議会	有	無	無	無	無	(1)令和3年度病床機能報告の速報値について 資料1-2によると、下北圏域の回復期病床がR7に必要病床数に比べ89床少なく、急性期が184床多い状況です。急性期を担う医療機関には回復期の病床も必要と思われるが、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療を提供している場合には、リハビリを提供してなくても回復期を選択できるとされている。地域医療構想調整会議における議論のさらなる活性化のためにも、地域の実情に応じた定量的な基準を導入し、病床機能報告を確認することも必要ではないか。 また、下北地域においてはR7必要病床数への到達が厳しいことは理解しているが、ここでとまることなく民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証、見直しをさらに進めていただくとともに、他区域との連携を充実させる等、関係者間で知恵を出し合い、より良い医療提供体制の構築を目指していただきたい。	適当である	(2)公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の承認について ※参考資料に対する意見 各圏域における地域医療構想調整会議について、それぞれの進捗度合いや活性化されているか等の視点から事務局としてはどのような評価なのかお伺いしたい。さらなる活性化が必要との評価なのであれば、参考資料14ページにあるように部会の設置や地域医療構想アドバイザーの活用方法等、他県の取組事例を早急に青森県においても取り入れる必要があると思う。 また、コロナ禍においても必要な協議が十分に可能となるようオンラインによる開催についてご検討願いたい。	適当である	
むつ総合病院	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
むつリハビリテーション病院	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
国民健康保険大間病院	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
青森県老人福祉協会	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
青森県老人保健施設協会	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
むつ市	無	無	無	無	無		適当である		適当である	
東通村	無	無	無	無	無		適当である		適当である	

～意見への対応～

- (1) について
- ① 定量的基準について
現在、青森県では、定量的な基準を設定していませんが、それに代わるものとして、手術件数や救急車の受入れ件数など、主に急性期の医療提供内容に関する項目を、独自の基準で区分し、医療機関が医療機能を選択するための判断材料として調整会議で情報共有しているところです。
なお、定量的基準については、平成30年8月16日付け医政発0816第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知を受け、平成30年度第2回目の調整会議において、医療機関が病床機能報告において、4機能区分の判断に迷った際の一つの目安とすることや、調整会議の議論の活性化や病床機能の分化・連携に向けた自主的な取組の推進に役立てることを目的として、佐賀県方式と大阪府方式の定量的基準を用いた分析結果を参考として提示した経緯があります。
- ② 再検証について
下北地域の公的・公立医療機関等の具体的対応方針の再検証については、本調整会議において、これまでの各医療機関から示された再検証の内容、病院の考え方、県の考え方をとりまとめたものを提示し、各医療機関の再検証の内容についての適否等をお伺いしたところ、すべて「適当」との意見をいただいたところです。
令和4年度以降は、「地域医療構想に係る民間病院も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し」に対応することとなりますが、今回の検証結果がゴールではなく、地域で過不足なく医療が提供される体制を目指して引き続き協議を続けていくべきものと考えています。また、これまでも基金を活用し、病床機能の転換やダウンサイジング等の取組を支援してきており、今後も継続して支援していくこととしていますので、関係者の皆様にも、今後とも地域医療構想調整会議での協議に御協力をお願いします。
- (2) について
地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、地域の実情を踏まえることも重要となることから、一概に病床の減少数が進捗状況を表すわけではありませんが、病床数としては、病床機能報告制度が始まった平成26年と令和3年度病床機能報告（速報値）の病床数を比較すると、県全体で15,313床から13,314床まで1,999床減少しています。
また、令和4年度には、新興感染症対策など政策医療も含め、専門的かつ高度な医療を担う弘前総合医療センターが開業するなど、地域医療構想に即した病床機能再編も着実に進められているところです。
このような状況から、地域医療構想調整会議は、一定の役割を果たし、着実に地域医療構想を進めていると認識しています。
県としては、今後も、地域の医療提供体制の現状等を踏まえつつ、より質の高い効率的な医療が提供できるよう、地域の医療機関との連携などについて、地域医療構想調整会議等を活用し、丁寧に協議を進めていきたいと考えています。
なお、コロナ禍における地域医療構想調整会議の開催方法ですが、感染状況や議題の内容により適切な開催方法を検討していくこととしています。